

令和8～10年度 熊本市国民健康保険特定健診等実施率向上対策および第3期データヘルス計画中間評価支援に係る業務委託に関する質問と回答

令和8年4月15日に受け付けた質問について、以下のとおり回答します。

	質問項目	質問趣旨	回答
1	実施要領 3 参加資格(10)	分析評価や計画策定の実績とありますが、KDB データを用いた分析評価や計画策定の実績という理解でよろしいでしょうか。	KDB データに限らず、KDB データ、公表されている保健、医療、介護データ等を用いた分析評価や計画策定の実績を想定しています。
2	実施要領 3 参加資格(10)	分析評価や計画策定の実績、かつ特定健診受診率向上事業を実施した実績とありますが、同一自治体で実施した実績という理解でよろしいでしょうか。	「分析評価や計画策定の実績」と「特定健診受診率向上事業を実施した実績」は必ずしも同一自治体・同一案件での実績をセットで求めるものではありません。それぞれの実績を有していれば差し支えなく、実施した自治体についても特に限定はありません。
3	実施要領 3 参加資格(11)	情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証取得とありますが、ISMS については情報セキュリティマネジメントシステムに関する ISO/IEC 27001 が必要という理解でよろしいでしょうか。また、事業運用においてクラウドサービスを利用する際には、クラウドサービスセキュリティ管理策に関する ISO/IEC 27017 が必要という認識でよろしいでしょうか。	公告文に記載の ISMS とは、ISO/IEC 27001 に基づく ISMS 認証を指します。参加資格としては、ISMS 認証 (ISMS-AC 管理) またはプライバシーマーク (JIPDEC) のいずれか一方を取得していれば可としています。なお、クラウドサービスを利用する場合においても、ISO/IEC 27017 の取得を必須とするものではありません。
4	実施要領 9 提案書の提出(1)エ	提出書類に参考見積書及び内訳書がありますが、参考見積書内に内訳が記載されていれば、参考見積書のみ提出(内訳書の提出は不要)でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5	実施要領 10 提案書等のヒアリングの実施 (3)・(5)	対面による質疑応答形式とありますが、プレゼンテーション及び質疑応答の時間があるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、25 分以内とありますが、時間の配分内訳を教えてくださいませんか。	お見込みのとおりです。 プレゼンテーション 20 分、質疑応答 5 分の計 25 分を予定しています。
6	実施要領 10 提案書等のヒアリングの実施	プレゼンテーションがある場合、プロジェクター及びパソコン、接続するケーブル等周辺機器は提案者による準備が必要でしょうか。	当日は事前にいただいた提案書等資料のみを用いて説明していただくため、プロジェクター等の使用は予定していません。
7	仕様書 5 業務の内容及び方法 (1) 第 3 期データヘルス計画中間評価支援業務	「集計は委託者にて再現可能なものにする」とあるため、受託者でないと再現ができない独自ノウハウ（レセプト分析等）を用いた分析手法は、提案不可という理解でよろしいでしょうか。	分析手法については特に制限はありません。 ただし、独自ノウハウ（レセプト分析等）や分析手法について、委託者が理解できることやデータの出典元の説明がなされることを求めます。
8	仕様書 5 業務の内容及び方法 (1) 第 3 期データヘルス計画中間評価支援業務	第 3 期データヘルス計画の別紙 1 に記載している項目をもとに現状分析を行うとありますが、健康課題を明確化するにあたり、「出典」だけでなく、「集計要件」についても同様の要件を踏襲する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	別紙 1 は、現状分析において参考とする項目や指標例を示したものであり、出典や集計要件について同一の条件を付与するものではありません。 分析にあたっては、仕様書に記載のとおり、委託者にて再現可能となるよう、集計方法および集計定義を明示することを求めますが、健康課題の妥当性が説明できるものであれば、用いるデータや集計要件は問いません。
9	仕様書 5 業務の内容及び方法 (8) 勧奨結果の分析・報告業務ウ	分析項目については委託者と協議の上決定するとありますが、受託者が提案した分析項目に加え、委託者からの指示により追加で分析項目が増える可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 分析項目については、仕様書に記載した内容を基本としつつ、受託者からの提案内容を踏まえ、委託者と協議の上で決定することを想定しています。 その過程で、目的の範囲内において分析項目を追加・調整する可能性はあります。
10	仕様書 8 その他の特記事項 (2)	自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）の体制図を提示するとありますが、研究者が社内に在籍していない場合、参加の資格を満たさないという理解でよろしいでしょうか。	公告文「3. 参加資格」を満たしていれば参加は可能であり、研究者が社内に在籍していないことで参加資格を満たさないものではありません。